



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 住友林業株式会社
(コード番号 1911 東証 第一部)
代表者名 代表取締役 社長 市川 晃
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 大野 裕一郎
(TEL 03-3214-2270)

株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、株式報酬型ストックオプションとしての取締役の報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 75 期定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

当社取締役(社外取締役を除く)に対し、当社の中長期的な企業価値向上に対する意欲や士気を高めること等を目的として、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについて株主総会に附議するものです。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は 100 株とする。ただし、本議案の決議の日(以下「決議日」という)以降、当社が、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、決議日以降、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役(社外取締役を除く)に対して割り当てる新株予約権の総数3,500個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の翌日から20年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、割当日から3年を経過する日の翌日から新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合は、当該地位喪失の日の翌日から新株予約権を行使することができる。その他の新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

⑧新株予約権のその他の内容

新株予約権の募集事項等を決定する取締役会において定める。

以上

《ご参考》

当社は、本総会終結の時以降、本件ストックオプションとしての新株予約権と同様の新株予約権を、当社の執行役員(取締役を兼務している執行役員は除く)に対し、発行する予定であります。